

辰野町景観計画策定委員会 平成30年度第7回 議事録

1. 開催日時 平成31年1月17日（木）午後6時30分から午後8時30分
2. 開催場所 辰野町役場 第6会議室
3. 出席者 12名 （委員8名、事務局職員2名、コンサルタント2名）
4. 協議事項
届出対象行為及び景観形成基準（案）について
景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針の検討について
5. その他

開会のことば

（事務局）

本日は委員の皆様には大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまから辰野町景観計画策定委員会を開会いたします。よろしくをお願いします。

それでは、当委員会の会長よりごあいさつをいただきます。

会長あいさつ

協議事項 届出対象行為及び景観形成基準（案）の検討

（会長）

では協議事項に入ります。説明をお願いします。

（コンサルタント）

まず前回の資料の訂正があります。パワーポイント目次の「特定届出対象行為」が、正しくは「届出対象行為」です。

今回の内容は色彩の基準が中心です。

【資料に沿って説明】

色彩へのご意見、基準のご検討をお願いします。

(会長)

前回会議での検討の後に感じた意見等、あればお願いします。

【なし】

(コンサルタント)

基準のところは、すべてを今読むのも大変かと思imasるので、また見ておいていただきたいと思imas。

また、次回の会議では景観計画全体を通した資料を見ていただいてご意見をいただきたいと思imas。

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針の検討

(コンサルタント)

【資料に沿って説明】

これらについては、景観計画で具体的な建造物や樹木の指定をするということではなく、方針のみ定めます。実際に指定するときは、景観審議会等の審議を経てからとなります。

指定の要件のうち、「適切な維持管理がなされる見通しのあるもの」は、今後の人口減少もあり建造物や樹木の管理が大変な場合も多いため、重要です。

指定されると、所有者に基本的な管理の義務が生じるため、個人所有のものについては指定しづらい面があります。

指定するものの基準は歴史的価値ではなく、あくまで景観上重要かという点ですが、文化財等の指定を受けていないもので景観上指定すべきものが果たしてどれほどあるかということもあり、事務局とも相談のうえ、特に指定すべきものはないのでは、と思imas。

(会長)

すでに他の指定を受けて守られているため特に指定しなくてもよいのでは、ということですが、いかがでしょうか。

(委員①)

景観計画による指定ではなく、他の指定でやっていくということですね。

(委員⑥)

指定された場合の利点として、外観の変更の規制により生じた損失が補償さ

れるとありますが、この補償は町の制度として定められているのでしょうか。

(コンサルタント)

国の法律で規定されています。

なお、景観重要樹木については並木の指定はできず、1本1本の指定です。

(会長)

個人的には、指定はしなくてよいのではないかと感じます。

(コンサルタント)

上伊那では指定されたものはなかったと思います。以前、上伊那以外の自治体に確認しましたが、個人所有のものが多く、指定しづらいということもあるようです。

文化財の指定から外れるものがあつたときに景観的に重要であれば指定するための制度、と考えてもよいと思います。指定するものがなければ、方針を記載しなくてもよいのですが、指定するものが今後出てきたときのため、あらかじめ方針は記載しておいたほうがよいかと思ひます。

(会長)

そのようにしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

屋外広告物の表示等に関する事項

(コンサルタント)

次に、良好な景観の形成のために必要な事項の検討をしていただきますが、屋外広告物を含む内容ですので、まず優良な屋外広告物の事例を見ていただきたいと思ひます。屋外広告物は主には看板ですが、それ以外にも幅広いものが含まれます。

【スライドを使い、優良な事例を説明】

良好な景観の形成のために必要な事項については、景観計画では基本的な方針を記載します。案の内容及び文章表現でよいでしょうか。

(会長)

「歴史・文化といった品格」という部分に多少の違和感があるように思ひま

す。別の言葉はないでしょうか。

(副会長)

「歴史・文化の品格」としてはどうでしょうか。

(コンサルタント)

そのように変更します。

(副会長)

「建築物等のデザイン、色彩、素材等と調和したデザインに努めます」という部分は、デザインという言葉が重複していて少しわかりづらい気がします。

(コンサルタント)

「形態・意匠」という言葉を使うことも検討します。

(副会長)

放置看板について触れていますが、管理者のいない放置看板はどうするのでしょうか。

(コンサルタント)

屋外広告物に関する別の法律に規定されています。まずは町や県にご相談ください。

(委員⑥)

看板の落下等の予防については記載しなくてよいのでしょうか。

(コンサルタント)

別の法律に記載があり、定期点検が義務付けられています。

公共施設の整備に関する事項

(コンサルタント)

主に、町が事業を行うときに気をつけるべき内容について記載しています。表現等のご検討をお願いします。

(事務局)

事務局としてはこの案で、と考えています。ご意見をお願いします。

(会長)

文字数が多いので、この場で検討するのは大変かもしれません。今後の会議予定との兼ね合いはいかがでしょうか。

(コンサルタント)

計画の中身の検討は、公共施設の整備に関する事項で最後です。

今後の予定を説明します。今までの会議で検討した内容を通した資料を、次回お示しできたらと思います。それを見て、表現や内容に対するご意見をいただきたいと考えています。

今後は町と県の協議も始まっていき、その後、都市計画審議会の確認、町議会の確認を得ることとなります。また、どこかの段階でパブリックコメントを実施することになるかと思えます。

景観計画の施行は、景観条例ができてからとなります。条例は議会の議決が必要です。時期は県との協議にどのくらい時間がかかるかによります。

計画案は年度内の策定を目指します。

(会長)

県との協議が終わるまでは策定作業を進められないということでしょうか。

(コンサルタント)

協議と平行して、策定作業も進めていくこととなります。

その他

(会長)

次回開催日の都合はいかがでしょうか。

【仮予定として、2月20日（水）午後6時30分から】

閉会

(事務局)

スムーズな進行ありがとうございました。以上をもちまして、本日の景観計画策定委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。